国際刑事裁判所（ＩＣＣ）に対する妨害・圧力に対し、「法の支配」を堅持し、ＩＣＣの存続及び独立を強く支持するとともに、その国内拠点の設置及びジェノサイド条約の批准・国内法化を求める会長声明

２０２６（令和８）年１１月２５日
東京弁護士会　会長　石原　修

アメリカ合衆国政府（以下「米政府」という。）は、国際刑事裁判所（以下「ＩＣＣ」という。）の裁判官、検察官、職員等を、2025 年 2 月より同国の国際緊急経済権限法（ＩＥＥＰＡ）等に基づく 2025 年 2 月 6 日付大統領令第 14203 号の制裁対象とし、米国系金融機関による取引禁止や資産凍結、入国制限等が可能となり、2026 年 8 月 18 日、ＩＣＣの赤根智子所長ら 2 人を制裁対象に指定し、同年 10 月 9 日には、ＩＣＣ本体に対しても同大統領令に基づく制裁対象に加え、今日に至るまで、国際連合総会を含む様々な場で「すべての手段を用いてＩＣＣを解体する」「ＩＣＣ加盟国全てに、この無法な機関から直ちに正式に脱退するよう呼びかける」等と言明を続けている。

日本政府は、赤根所長を制裁対象としないよう、米政府に対し、累次にわたり、さまざまなレベルで働きかけを続けてきたと説明している。しかし、その働きかけは、残念ながら制裁を防ぐには至っていない。

この点、米政府は、制裁の理由として、イスラエルのネタニヤフ首相に対する逮捕状の発付等のＩＣＣの行為は、国家主権を侵害すると主張しているが、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」第 12 条第 2 項は、犯罪行為地国が締約国である場合にＩＣＣの管轄権が及ぶ旨定めているほか、ＩＣＣが捜査・訴追を行うことができるのは、犯罪地国等一次的な管轄権を有する国が捜査・訴追を行う意思や能力がない場合に限られており（補完性の原則）、ＩＣＣの行為が、非締約国の主権を侵害することのないように規定されている。

米政府の決定に対し、欧州連合（ＥＵ）が深い遺憾の意を表明するなど、世界各国からＩＣＣを支持する声が上がっている。その一方で、昨年以降、マリ、ニ

ジェール、ベネズエラ、タジキスタンなどがあいついでＩＣＣからの脱退を表明しており、ＩＣＣを取り巻く状況は厳しさを増している。

10 月 9 日には、元ＩＣＣ裁判官で国際司法裁判所で裁判官を務めるナビ・ピレイ氏にノーベル平和賞が授与されると発表され、同月 22 日には、ＥＵの欧州議会が、人権や思想の自由を守る活動をたたえる本年の「サハロフ賞」をＩＣＣとその職員に授与すると発表した。

ＩＣＣは、国際社会の平和と安全を脅かす 4 つの重大犯罪（集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪）について、個人の刑事責任を追及することを目的とする、史上初の常設の国際刑事法廷である。法の支配の最後の砦となるべく創設されたＩＣＣが機能を失えば、法の支配に基づく国際秩序の維持に向けた国際社会の努力は、決定的に後退する。

2012 年 9 月 24 日の国連総会決議「国内および国際レベルにおける法の支配に関する総会のハイレベル会合の宣言」(Declaration of the High-level Meeting of the General Assembly on the Rule of Law at the National and International Levels, A/RES/67/1）は、米国を含む国際連合の全加盟国により、無投票（コンセンサス）で採択され、国際社会における法の支配の意義を確認した。米政府による一連の制裁は、この決議の趣旨にも反し、国際社会の一員としての責務と普遍的な政治道徳の法則を見失ったものと言わざるを得ない。

日本国憲法は、前文において「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と宣言している。我が国は、歴史を踏まえて掲げたこの理想と目的の実現に向け、今こそ行動すべきであり、外交的・政治的考慮等を理由に躊躇してはならない。

当会は、米政府が制裁を開始した直後の 2025 年 3 月 31 日、ＩＣＣの検察官らに対する米政府の制裁を受け、「国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の活動に向けられたあらゆる妨害・圧力に対して明確に反対する立場を表明することを求める会長声明」を発した。

さらに当会は、本年 6 月 15 日から 17 日にかけてフランス・エビアンにて開催された主要７か国（Ｇ７）エビアン・サミットに集まったＧ７首脳に向けて、Ｇ７各国の 10 の弁護士会（パリ弁護士会、イングランド・ウェールズ法廷弁護士会、ニューヨーク市弁護士会、イングランド・ウェールズ法律協会、ローマ弁護士会、ミラノ弁護士会、D.C.弁護士会、ケベック弁護士会、ドイツ弁護士協会、ドイツ連邦弁護士会）とともに、「私たちはＧ７首脳に対し、法の支配を明確かつ具体的な政治的優先事項とすることを求め、いかなる危機への対応であっても、正義、自由及び衡平の要請と完全に両立するものでなければならず、現代の重大な脅威に対して、私たちの民主主義の基盤をなす諸原則を尊重しつつこれに対処できるよう、国際協力を強化しなければならない」旨の公開書簡を発出した。

米政府による制裁は、「力による支配」によってＩＣＣの存続及び独立を脅かし、国際社会における「法の支配」を否定しようとするものであり、決して容認できるものではない。

当会は、引き続き国内外の諸団体と連携し、ＩＣＣの存続及び独立への強い支持を改めて表明するとともに、日本政府に対し、以下の事項を求める。

１．ＩＣＣの独立に対する揺るぎのない支持と、これを尊重する姿勢を対外的に明らかにするとともに、法の支配の価値を説得的な言葉で発信すること。

２．ＩＣＣ及びその関係者への制裁等、ＩＣＣの独立を阻害するあらゆる妨害・圧力に明確に反対し、制裁措置の即時撤回を求めるとともに、新たな制裁が発動されないよう各国に働きかけること。また、働きかけの内容及び相手国の反応を国民に説明すること。

３．日本政府は、日本が負担するＩＣＣの 2027 年の分担金について、2026 年内に前倒しで拠出する方針を公表したが、引き続き、ＩＣＣの機能が損なわれることのないよう、人的・物的支援を拡充するとともに、日本国内におけるＩＣＣの拠点の設置等を通じて、その活動をさらに支えること。

４．既に 153 か国が批准し経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国 38 か国の中で日本だけが批准していない、集団殺害行為（ジェノサイド）を国際犯罪とし、各国にその防止と処罰を義務付けるジェノサイド条約（集団殺害罪の防止および処罰に関する条約：Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide）の日本による批准及び国内法化に向けて努力すること。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする法律専門家団体として、ＩＣＣの活動への支援と協力を惜しまないことをここに改めて表明し、ＩＣＣに関する啓発活動及びジェノサイド条約への加盟・国内法化に向けた研究等をより一層進める所存である。

以　上